

議案第 7 号

滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少
及び滋賀県市町村職員退職手当組合同約を変更することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 25 年 3 月 31 日をもって滋賀県市町村職員退職手当組合から滋賀県自治会館管理組合が脱退すること及び滋賀県市町村職員退職手当組合同約（平成 12 年滋賀県指令市振第 137 号）を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 20 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

滋賀県市町村職員退職手当組合理約(平成 12 年滋賀県指令市振第 137 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「大津市京町四丁目 3 番 3 8 号」を「大津市松本一丁目 2 番 1 号」に改める。
別表第 1 中「、滋賀県自治会館管理組合」を削る。

付 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。